

国際会計基準審議会（IASB）、 米国財務会計基準審議会（FASB）へのコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際会計基準審議会（IASB）の活動に関して IASB の毎月の会議資料を検討し、日本の意見を IASB に伝えている。当委員会は、IASB の公表する公開草案に対して公式に書面でコメントを行うほか、国際的な会計基準の開発に貢献するため、特に重要な事項について IASB と異なる見解を有する場合には、適宜 IASB に対して書面で我々の意見を伝えることにしている。また、米国財務会計基準審議会（FASB）に対しても、IASB とのグローバルなコンバージェンスを促進する観点から、公式に書面でコメントを行うことがある。

IASB 公開草案「ヘッジ会計」に対するコメント

IASB は、現行のヘッジに関する会計処理を改善するための公開草案「ヘッジ会計」を、2010 年 12 月に公表した。

公開草案は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるプロジェクトの一部を構成するものであり、IASB が 2008 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」に含まれていた提案を基礎にしている。

公開草案で提案される要求事項は、企業のリスク管理活動が財務諸表により良く反映され、それらの活動が将来のキャッシュ・フローに与える影響を投資家が理解するのに役立つことを目指している。

提案されるヘッジ会計は、原則主義であり、現行よりも、企業がリスク・エクスポージャーのヘッジのために実施しているリスク管理活動と整合的となる。この提案には、表示の充実と新たな開示要求も含まれている。

国際会計基準審議会 御中

2011 年 3 月 9 日

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）の努力に敬意を表するとともに、公開草案「ヘッジ会計」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会のものである。

1. 全般的なコメント

我々は、財務諸表利用者の投資意思決定に対してより有用な情報を提供するように、ヘッジ

会計の要求事項の包括的な見直しを行うというIASBの本プロジェクトの目的を支持する。

特に、IAS第39号のヘッジ会計が、企業のリスク管理活動や当該活動が企業のリスク管理目的の達成にどの程度成功しているのかを反映していないとの批判に応じて、企業のリスク管理行動の実態が極力会計に取り組みられている点は高く評価する。また、IAS第39号の要求事項は過度に規則主義であり、恣意的な結果を生じていることから、目的に基づいたヘッジ会計のアプローチが提案されていることも評価する。

一方、ヘッジ会計はあくまで一般原則に対する例外処理であり、運用にあたっては一定の規律が必要である。本公開草案では、その規律（ヘッジ会計要件）も企業のリスク管理に依拠することになっている。これは企業の実態を会計に取り組みむことと裏腹の関係ではあるが、リスク管理への過度の依存はヘッジ会計が悪用されるという運用面の懸念を否定できない。

そこで、我々は、例えば、階層指定やグループ指定において売却時の順序を決めておくことを要件として追加することや、バランス再調整や中止の運用において中心的な役割を果たす「リスク管理と有効性判定の関係」をより一層明確化することを提案している。

なお、本公開草案ではオープンポートを対象外としている。しかし、金融機関等では実際のリスク管理はオープンポートで行われているため、オープンポートを対象外としたのでは、本公開草案の有効性は極めて限定的と言わざるを得ない。また、本公開草案で確定したことが、オープンポート導入時に見直されるというのでは実務に混乱をきたす。全体の整合性を維持する観点からも、適用開始日が同日となるようにオープンポートのヘッジ会計モデルを早期に構築することを要求したい。

最後に、本プロジェクトは米国財務会計基準審議会（FASB）とのMoU項目であり、本コメントで示した点も含め、早期にグローバルなコンバージェンスが図られるように取り進められることを提案する。

2. 質問に対するコメント

本公開草案に提示されている質問に対する我々のコメントは次のとおりである。

質問1

ヘッジ会計の目的に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

1. 企業のリスク管理行動に着目し、これを会計に取り込むというアプローチについては基本的に同意する。ただし、リスク管理への過度の依拠には運用面での懸念がある。また、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品の取扱いについては再考を要求する。
2. 「企業のリスク管理行動の影響を..表現する」とあり、企業のリスク管理行動を極力会計に取り込むという本プロジェクトの目的に合致している。
3. しかし、一方で、リスク管理に過度に依存することで運用上の弊害が発生するのではない

- かという懸念は否定できない。ヘッジ会計はあくまで一般原則に対する例外処理であり、運用にあたっては一定の規律が必要である。例えば、「リスク管理と有効性判定の関係」をより一層明確化するとともに、一部要件の追加が必要と考える（詳細は、質問 4、5 (a)、6、7、8、11 及び 14 をご参照）。
4. 「財務諸表において」とあり、あくまで会計との関係に限定していることは適切と考える。また、「純損益に影響を与える」ものを対象にすることには賛成する。しかし、「純損益に影響を与える」ものだけに限定することでよいかはさらなる検討が必要であると考え。
 5. 実際のリスク管理においては、資本、例えばその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品の変動をヘッジしたいというニーズは非常に強い。経営者は、これらの商品から発生する資本変動を純損益の変動と同じものと考えて管理している。しかし、提案ではその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品にはヘッジ会計の適用が認められないとされている。その理由としてこれらの利得又は損失はその他の包括利益に計上されるのみで、純損益に影響しない（リサイクリングを認めない）からだとされている。
 6. リサイクリングを認めないのは「純利益とその他の包括利益の区別をしない」という考え方に基づいている。一方、ヘッジ会計は「純損益とその他の包括利益を区別する」という考え方に基づいている。問題の根源は、純損益とその他の包括利益の区別に関し両者の考え方に矛盾があることである。
 7. その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品にヘッジ会計を適用するには、この矛盾を解消することが必要である。その方法として同商品にリサイクリングを認めることが考えられる。企業のリスク管理の実態を極力、会計に反映するという今回のヘッジ会計モデルの目的と整合的であることから、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品のリサイクリングを認めることを提案したい。
 8. また、前述のとおり、資本性商品の変動をヘッジしたいというニーズは非常に強い。リサイクリングが認められるまでの間、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品のその他の包括利益の変動に影響を与えるもの」も対象としたヘッジ会計が望まれる。

質問 2

純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債を適切なヘッジ手段とすべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

9. 基本的に同意する。ただし、公正価値オプションを適用している商品には適用すべきではない。
10. 純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品をヘッジ手段として利用するニーズは十分ある。かつ、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品に適

格範囲を拡大しても、運用上の弊害はないと思われる。

11. ただし、公正価値オプションを適用している商品へは適用すべきでないと考える。公正価値オプションは、濫用防止のため、当初指定時以降の取消しを禁止しているが、この提案はその潜脱となる可能性がある。また、当初指定時の要件を満たさなくなる可能性もある。
12. 一方、純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の非デリバティブ金融商品をヘッジ手段として利用することは、そのニーズ及びベネフィットが、それによってもたらされる運用上の問題（一体としてヘッジ手段指定した場合、不必要なリスクまでがヘッジ手段とされてしまう。逆に、必要とするリスク要素を切り出すことは困難）を上回るほど大きいとは考えない。

質問 3

他のエクスポージャーとデリバティブとの組合せである合計されたエクスポージャーがヘッジ対象として適格となり得ることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

13. 企業のリスク管理行動をヘッジ会計により反映することになるので、提案に同意する。
14. ある取引を行うと同時に複数のリスク（例えば、為替リスクと金利リスク）が発生し、その発生した複数のリスクを段階的にヘッジしていくことはリスク管理行動ではよくあることである。この場合、最初の段階で（為替リスクの）ヘッジ手段として利用したデリバティブ（通貨スワップ）は、次の段階の（金利リスクの）ヘッジでは合成されたエクスポージャーの一部として、経済的にはヘッジ対象となる。本提案はこのような合成エクスポージャーを会計上もヘッジ対象として認めようというもので、これによりヘッジ会計はリスク管理行動をより反映したものとなる。

質問 4

ヘッジ関係におけるヘッジ対象として、特定のリスク（すなわち、リスク要素）に起因するキャッシュ・フロー又は公正価値の変動を指定することを、当該リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であることを条件に、認めることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

15. 基本的に同意するが、第 17 項から第 24 項で述べるように運用面の懸念が 2 点ある。
16. 金融商品のみならず非金融商品についても、リスク要素毎にヘッジを行うことは、リスク管理において実務慣行となっている。今回の提案は、この経済的ヘッジを会計上もヘッジとして認めることを、金融商品だけでなく非金融商品にも拡大するものであり、ヘッジ会計がリスク管理行動をより反映したものとなる。

17. しかし、1つ目の懸念は、非金融商品に関しては「独立して認識でき、かつ、信頼性をもって測定できる」の要件が、本来は容易に判定できないことから、金融商品に比べて要件の順守の程度が下がってしまうのではないかということである。
18. デリバティブに代表されるように、金融商品についてはリスク要素に対応する市場が存在するため、リスク要素の識別・測定は比較的容易で、かつ、客観性・検証可能性がある。しかし、非金融商品については、本公開草案の BC59 項では「当審議会がアウトリーチ活動から学んだことであるが、企業は非金融商品項目のリスク要素（為替リスク以外）の多くを十分な信頼性をもって識別し測定することができる。」とあるものの、一部のコモディティなどリスク要素に対応する市場が存在するものを除くと、金融商品に比してその判定が困難なことは否定できない。
19. そもそも、リスク要素毎に会計処理を行うことは、「会計単位毎に処理する」という会計の一般的原則に対する例外処理である。金融商品については、上述のとおり、リスク要素に対応した市場があるため、要件判定が容易かつ客観性・検証可能性が担保されているが故に、これまで格別に例外処理が認められてきたものと考えられる。今般、これを非金融商品に拡大するにあたっては、金融商品と同程度の客観性・検証可能性が担保される必要がある。
20. 一方、本公開草案の BC59 項にあるとおり、非金融商品の適切なリスク要素（契約上明示されていない場合）は、そのリスクに関する特定の市場構造の文脈でのみ決定できること、したがって、関連する事実及び状況の評価（すなわち、関連する市場の入念な分析及び知識）が必要となるために明確な境界線がないことは理解できる。また、明確な境界線を設けると、運用が硬直的になり、かつ、悪用される恐れがあるからなおさらである。
21. そこで、基準書本文は提案どおり「独立して認識でき、かつ、信頼性をもって測定できる」としつつも、運用面を担保するために結論の根拠において「非金融商品についても金融商品と同程度の客観性・検証可能性があることが前提である」等の注意喚起規定を設けることを提案する。
22. もう1つの懸念は、ヘッジされている部分を識別する際に、残余部分、すなわち、全体の中のヘッジ対象となっていない部分について、どのように考慮されているか明確でないことである。
23. 我々は、「独立して識別でき、かつ、信頼性をもって測定できる」とは、「リスク要素に起因する部分が他から切り離して把握でき、かつ、その部分を信頼性をもって測定できること」と考える。これを残余部分との関係で表現すると、「リスク要素の影響がヘッジされている部分にだけ及び、残余部分に及ばないこと」となる。この点を明確にすべきであると考え。リスク要素の影響が残余部分に及ぶ時は、非有効部分が実質的に認識されなくなる可能性があるからである。
24. BC69 項及び IN22 項によれば、「独立して識別できる」には、リスク要素の影響が残余部分に及ばないことを確保することが含まれていると理解できる。しかし、BC69 項及び IN22 項は期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分の指定に係る説明であるため、リスク要素の指定に係る B13 項以降で、リスク要素の影響が残余部分に及ばないことを確保することを明確にするべきと考え。

25. なお、リスク要素の影響を厳格に識別すること及びヘッジ手段との連動性を短期的に求めることについては、実務上配慮すべしとの意見があった。

質問 5

- (a) ある項目の名目金額の階層をヘッジ対象として指定することを認めるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、ヘッジされるリスクの変動が当該オプションの公正価値に影響を与える場合には、公正価値ヘッジのヘッジ対象として適格とすべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(質問 5 (a)に対するコメント)

26. 売却時の充当順序等をあらかじめ定めておくことを条件に提案に同意する。
27. ヘッジ対象にはある程度の不確実性があるかもしれないという事実に対処するために、階層部分をヘッジするというのはリスク管理上一般慣行となっている。IAS 第 39 号ではこれまで予定取引に対しては階層部分のヘッジを実質的に認めてきたが、今回の提案はこれを現存する取引にも拡大するものである。これによりヘッジ会計はリスク管理行動をより反映したものとなる点は評価できる。
28. 本公開草案の BC67 項にあるとおり、予定取引と現存する取引の両方に不確実性があり、階層部分を指定する目的でこうした取引を区別することはない。この観点からは、現存する取引に拡大しても問題はないと言える。
29. 「その元となった名目金額の中からそれを特定しなければならない」という要件があるので、階層部分に含まれる要素が追跡可能である。しかし、売却等が発生した場合は、それがヘッジされた階層部分からの売却なのかどうかで、財政状態計算書から引落す金額、したがって、売却損益が変わってくる。そこで、階層部分のヘッジを行う場合は、売却に充当する順序等をあらかじめ定めておく必要がある。この手当ができれば、階層部分の指定を認めたところで運用上の弊害はない。

(質問 5 (b)に対するコメント)

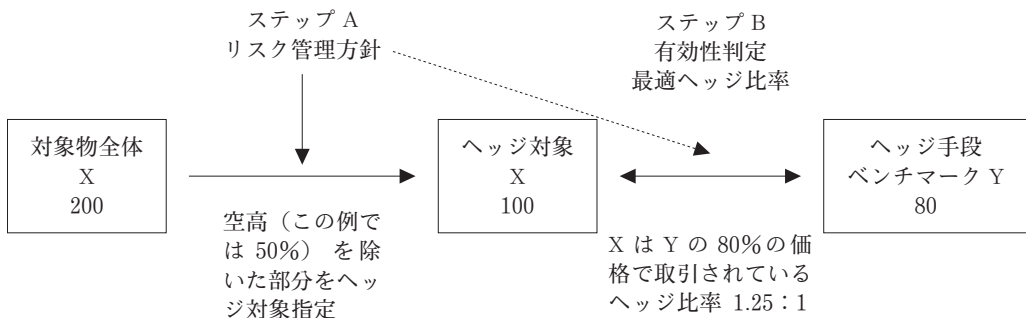
30. 本件は、整合性を確保するために、オープンポートも含めて議論すべきである。
31. 本公開草案の BC69 項に記載のとおり、期限前償還オプションの公正価値が、ヘッジされるリスクに対応して変動する場合には、階層アプローチは独立に識別可能ではないリスク要素を識別することに等しくなるので、公正価値ヘッジのヘッジ対象として適格とすべきではないという理屈は理解できる。
32. しかし、現在、IASB ではオープンポートの議論が継続審議されており、期限前償還オプションを含むローンの階層部分指定の議論が展開されている。本公開草案で確定したことが、

オープンポート導入時に見直されるというのでは実務に混乱をきたす。全体の整合性を維持する観点からも、本件はオープンポートも含めて議論すべきである。

質問 6

ヘッジ会計の適格要件としてのヘッジ有効性判定に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような要求とすべきだと考えるか。

33. 後述の前提（2010年8月24日のIASBボード会議で使用された資料AP4の2ステップアプローチ）のもと同意する。また、AP4の説明をIFRSに織り込むこと、及び、「偏りのない結果を生みだし、予想される非有効性を最小化すること」という要件の明確化を要求する。
34. Bright-line がヘッジ会計とリスク管理の断絶を生んだことから、これを取り除き、代わって、目的ベースの有効性判定モデルを導入するという考え方は理解できる。ヘッジ会計は相殺概念に基づいていることから、「偶然ではない相殺を達成すると予想される」ことを要件とすることも理解できる。
35. しかし、ヘッジ比率に焦点を当て「偏りのない結果を生みだし、予想される非有効性を最小化すること」に関しては、これが具体的に何を意味するのかが本公開草案の記載だけでは不明瞭である。そこで、一定の前提をおいた上で意見を述べる。
36. まず、有効性判定の全体像（リスク管理方針と有効性判定の関係）及び、ヘッジ比率が果たす役割を明確にすることが必要である。これには AP4 の説明が有用である。次の図表は AP4 の内容を敷衍説明したものである。



37. AP4 では、プロセス全体を「ヘッジ対象となるもののうち、実際にヘッジ対象として指定する割合¹を決めるステップ」と「決定したヘッジ対象に対してヘッジ手段の量を決めるステップ」の2ステップで考えている。前者には「空き高」、後者には「ヘッジ比率」という異なった用語を使用している。この2ステップアプローチでは、リスク管理方針は前者のステップに、有効性判定は後者のステップに関連していると考えられる。そして、「ヘッジ

1 本稿では単純化のため、ヘッジ対象を「割合」で指定することを前提に議論を展開している。実際のリスク管理では「割合」ではなく「実額」（例えば A=100）で指定するケースもある。実額指定であっても同じ議論が展開できる。

比率」は、「空き高を考慮して前者のステップで決定されたヘッジ対象量を所与とした時の、そのヘッジ対象量とヘッジ手段の量の比率」と考えられる。

38. 次に、「偏りのない結果を生みだし、予想される非有効性を最小化すること」という表現は、本公開草案の BC82 項では、非有効は現実にはゼロにならないときもあること、しかし、システムテックに非有効が発生することを認めるべきではない主旨と説明されている。しかれば、これはより平易に「予想される非有効性（ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動の差額）の平均値を Zero にする（実際の差額がゼロにならない可能性は十分ある）ヘッジ比率を採用することを、企業に合理的に推測可能な範囲で求める」と表現できる。この表現なら、リスク管理行動とも整合し、かつ、有効性判定の軸としても合理性のあるものとする。
39. AP4 をベースに上記のとおり解釈できるとすれば、ヘッジ比率に焦点を当て「偏りのない結果を生みだし、予想される非有効性を最小化すること」も十分理解できる。したがって、上記前提のもと提案に賛成する。
40. なお、AP4 の説明を IFRS に織り込むこと、及び、「予想される非有効性（ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動の差額）の平均値を Zero にする（実際の差額がゼロにならない可能性は十分ある）ヘッジ比率を採用することを、企業に合理的に推測可能な範囲で求める」との平易な表現を用いることを提案する。
41. また、「ヘッジ対象となるもののうち、実際にヘッジ対象として指定する割合を決めるステップ」、すなわち、空き高の決定ステップについては、有効性判定というよりはリスク管理方針の問題と考える。本件については質問 7 及び質問 8 でもコメントする。

質問 7

- (a) ヘッジ関係がヘッジ有効性判定の目的に合致しなくなった場合には、ヘッジ関係に関するリスク管理目的が同じままであることを条件に、ヘッジ関係のバランス再調整を行うことを企業に要求すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 企業が、指定されたヘッジ関係が将来においてヘッジ有効性判定の目的に合致しなくなるおそれがあると予想する場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を事前に行うこともできるとすることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

42. AP4 の 2 ステップアプローチを前提に同意する。また、空き高だけを増減させることはバランス再調整には該当しないことを IFRS にて明示することを提案する。
43. 当初は非有効を最小化できたヘッジ比率が、ヘッジ対象とヘッジ手段の（その後の）相対価格の変化等から、もはや非有効を最小化できなくなった時には、ヘッジ比率を調整することで非有効を最小化する状態を復元するということは、リスク管理行動では一般慣行である。この場合、ヘッジ関係全体を非有効として中止してしまう会計処理（IAS 第 39 号の処理）よりも、発生した非有効部分に相当する部分だけを中止し、有効部分についてはヘッジ関係

が継続しているとして会計処理する方が、企業のリスク管理行動の実態をより反映する（質問 7 (a)）。

44. また、ヘッジ関係が将来においてヘッジ会計の適格要件を満たさなくなるおそれがあると予想する場合には、企業は事前にヘッジ比率の調整をすることが想定されるのであれば、ヘッジ関係のバランス再調整を事前に行うことを認めた方が、企業のリスク管理行動の実態をより反映する（質問 7 (b)）。
45. 質問 6 で引用した AP4 の 2 ステップアプローチをベースにすると、バランス再調整は主として後者のステップ（ヘッジ比率）に関連するものである。このことを明確化するために、（非有効を最小化する状態が維持できている時に）空き高だけを増減させることはバランス再調整には該当しないこと（リスク管理方針の変更に該当すること）を IFRS にて明示することを提案する。

質問 8

- (a) 企業は、ヘッジ関係（又はヘッジ関係の一部）が適格要件を満たさなくなった場合（ヘッジ関係のバランス再調整があれば、バランス再調整を考慮後で）にのみ、ヘッジ会計を中止すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) ヘッジ会計の要件を満たす根拠となったリスク管理の目的及び戦略に依然として合致しており、他の適格要件のすべてを引き続き満たしているヘッジ関係について、ヘッジ会計を中止することを企業に認めるべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

46. AP4 の 2 ステップアプローチを前提に提案に同意する。また、後述の 4 通りの場合分けをして説明することを要求する。
47. 適格要件はリスク管理目的とその他の条件に二分できるので、以下のとおり 4 通りの組み合わせが考えられる。質問 6 の図表をベースに、リスク管理目的は「空き高を維持するか変更するか（ステップ A）」、その他条件は「当初選定したヘッジ比率で非有効がリスク管理で設定した限度にトレンドとしておさまっているか（ステップ B）」を代表例にとって考える。

条件		リスク管理目的（ステップ A）	
		合致（不変）	合致しない（変更）
その他条件 （ステップ B）	合致	①継続	②中止
	合致しない	③バランス再調整	④中止

48. ①のケース、すなわち、「空き高も不変で、当初選定したヘッジ比率で非有効がリスク管理で設定した限度にトレンドとしておさまっている」ケースは、「継続」が相当と考えられる。この場合「中止」を認めることは、単なる企業の選択（自由意志）で指定解除することを認めることになる（質問 8 (b)）。

49. ③のケース、すなわち、「空き高は不変で、当初選定したヘッジ比率では非有効がリスク管理で設定した限度にトレンドとしておさまらない」ケースは、前節で「バランス再調整」として取扱済。
50. ④のケース。すなわち、「空き高も変更で、当初選定したヘッジ比率では非有効がリスク管理で設定した限度にトレンドとしておさまらない」ケースでは、ヘッジ会計とリスク管理行動が完全に乖離した状態なので、中止するほかないと考えられる。
51. ②のケース、すなわち、「空き高は変更された。しかし、当初選定したヘッジ比率で非有効がリスク管理で設定した限度にトレンドとしておさまっている」ケースは、さらなる検討が必要である。
- (a) 空き高が減少（ヘッジ指定率が上昇）した場合²。他の条件が不変であれば、企業はヘッジ対象を追加でヘッジ指定し、かつ、ヘッジ手段としてYを追加購入（又は既に保有しているYをヘッジ指定）するであろう。この追加のヘッジ対象とヘッジ手段の関係は新たなヘッジ関係が設定されたと考えられる。
- (b) 空き高が増加（ヘッジ指定率が減少）した場合（中止）。他の条件が不変であれば、企業は空き高の増加に相当するヘッジ対象及びヘッジ手段を、それぞれヘッジ関係から外そうとするだろう。提案では、リスク管理方針が変更になっているため、減少分に相当するヘッジ対象及びヘッジ手段は「中止」となる（残りは継続）。リスク管理方針をベースにヘッジ会計を考える以上、その前提となるリスク管理方針が変化したら、中止せざるを得ないというのは概念的には理解可能。一方で、企業は「リスク管理方針が変更になった」と主張すれば中止できるので、企業に実質的な選択権を与えてしまうのではないかという懸念はある。ただし、リスク管理方針の開示を充実するので、理不尽なリスク管理方針の変更は開示の対象となり、利用者の眼に晒されることになる。開示にリスク管理方針の悪用を防止する効果を期待する。
52. なお、4通りに場合分けした上記の検討は、中止のみならず、リスク管理方針と有効性判定の関係やバランス再調整の位置づけを理解するにも有用と思われる。IFRSに取り込むことを提案する。

質問9

- (a) 公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失はその他の包括利益に認識し、当該利得又は損失の非有効部分を純利益に振り替えるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、財政状態計算書の独立の表示科目として表示すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理

2 ヘッジ指定率の上昇であり、本項で考察する中止等にはそもそも該当しないが、減少する場合の対比として分析を続ける。

由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

- (c) リンク表示は公正価値ヘッジについては認めるべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような場合にリンク表示を認めるべきだと考えるか、また、どのように表示すべきか。

(質問 9 (a)に対するコメント)

53. 第 55 項及び第 56 項で示す理由により、提案に同意しない。
54. 質問 9 (a)の「公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失はその他の包括利益に認識し、当該利得又は損失の非有効部分を純利益に振り替える」ことにする目的は、IN30 項の(c)に言う「リスク管理活動の影響を1か所（すなわち、その他の包括利益）に表示する（キャッシュ・フロー・ヘッジと公正価値ヘッジの両方について）。」ことにあると考えられる。
55. 確かに提案処理を採用すると、キャッシュ・フロー・ヘッジであっても、公正価値ヘッジであっても、ヘッジ効果はその他の包括利益で一元的に管理できるようになるという点は理解できる。しかし、ヘッジ効果に関する有用な情報を利用者に提供するには、その他の包括利益で一元管理するだけでは不十分で、その他の包括利益の中身の開示を充実させることが肝要である。現に、本公開草案ではその他の包括利益の開示の充実が提案されている。現行のヘッジ会計では公正価値ヘッジの利得又は損失は純損益で認識されるが、現行処理であっても、本公開草案で提案されている程度の（その他の包括利益ではない）純損益の中身の開示を充実させれば、利用者にとっては提案処理と同等の有用性が確保されるのではないか。すなわち、ヘッジ効果をその他の包括利益で一元的に管理すること自体は、左程の有用性をもたらさないのではないか。
56. 一方、現行処理でも提案処理でも「有効部分は純額で純損益に影響しない。非有効部分だけが純損益に計上される。」という処理結果に変わりはない。公正価値ヘッジだけを考えれば、現行処理のように純損益に計上した方が、「純損益を相殺する」という感覚に沿うのではないか。また、提案処理ではいったんその他の包括利益を通すことになるが、非有効部分については別途その他の包括利益から純損益へ振り替えなければならない。その他の包括利益を何故使用するのか、しかも、経過勘定（トンネル勘定）のように使用するのか、理由が不明確である。その前に、その他の包括利益の概念的検討を行うべきである。よって、本提案には賛成しない。

(質問 9 (b)に対するコメント)

57. 第 60 項及び第 61 項で述べる理由により、提案に同意しない。
58. 質問 9 (b)の「ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、財政状態計算書の独立の表示科目として表示すべきである」の目的は、IN30 項の(a)に言う「ヘッジ対象に関する混合測定（例えば、償却原価に部分的な公正価値修正を加えた金額）を廃止する。」ことであると考えられる。

59. 確かに、ヘッジ対象の利得又は損失の相手科目を独立の科目とすると、ヘッジ対象の混合属性（例えば、償却原価に部分的な公正価値修正を加えた金額）は回避できる。
60. しかし、本提案処理には以下の問題点がある。
- (a) 本項目はヘッジ対象の修正項目であり、それ自体に資産性や負債性はない。
 - (b) ヘッジ会計は会計処理自体が混合属性（償却原価に部分的な公正価値修正を加える）である。会計処理に混合属性を認めておきながら、表示だけ変更しても意味はない。
 - (c) 売却などで認識が中止されるとき、ヘッジ対象と独立科目は一緒に財務諸表から消去する必要がある。追跡可能性を考えると、独立の科目とするよりはヘッジ対象の簿価に含めておいた方がよい。
 - (d) 財務諸表の利用者からみて、独立の科目とするよりはヘッジ対象の簿価に含めておいた方が判り易い。
61. ヘッジ対象物が償却原価で測定されている場合、対象物自体の（ヘッジ関係以外の）償却処理と、ヘッジ会計の償却処理を行う必要がある。これはヘッジ会計の中で最も煩雑な処理である。しかしこれが煩雑なのは、償却額を追跡していくことが困難だからであって、表示科目を独立科目にしてもこの困難さは解消されないのではないか。

（質問9(c)に対するコメント）

62. リンク表示はミスリーディングであり、提案に同意する。本公開草案のBC128項に記載されているように、ヘッジは1つのリスクのみが相殺関係にあるだけにすぎないのに、これをリンク表示するとすべてのリスクが相殺関係にあるかのように、資産と負債を1つの純額とする結果となる可能性がある。同様に、リンク表示が比率分析の目的上もっと適切な資産と負債の合計をもたらすとは考えづらい。

質問10

- (a) 取引に関連したヘッジ対象については、その他の包括利益に累積されたオプションの時間的価値の公正価値の変動は、一般的な要求事項に従って振り替えるべき（例えば、非金融資産として資産化される場合にはベースス・アジャストメント、ヘッジされている売上が純損益に影響する時には純損益に）であることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 期間に関連するヘッジ対象については、当期に係る調整後の時間的価値の一部は、その他の包括利益の累計額から純損益に合理的な基準で振り替えるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (c) オプションの時間的価値の会計処理は、時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲（すなわち、重要な契約条件がヘッジ対象と完全に一致するオプションの評価を用いて算定した「調整後の時間的価値」）にのみ適用すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその

理由は何か。

63. 基本的に同意するが、第 65 項から第 67 項で述べるように、いくつかの懸念点がある。
64. ヘッジ手段に指定されていないオプションの時間的価値は売買目的保有として取り扱い、純損益を通じて公正価値で測定するものとする IAS 第 39 号の会計処理が、企業のリスク管理活動と合致していないとする考え方は理解できるため、本公開草案の提案におおむね同意する。ただし、次のようにいくつかの懸念点がある。
65. まず、「取引に関連した」と「期間に関連した」の判定方法が本公開草案では不明確である。本公開草案 B67 項では、ヘッジ対象の性質が取引費用の性質か、特定の期間にわたるリスクに対して防御するためのコストで取引費用の考え方を含む取引を生じないもの、とされているが、さらなる明確化を求める。
66. また、取引に関連したヘッジ対象について、そのヘッジ対象がその後に非金融資産若しくは非金融負債、又は公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定の認識を生じる場合には、その他の包括利益を通さずにベース・アジャストメントすることが提案されているが、その他の包括利益を通す（組替調整を行う）べきである（詳細な理由等については、第 91 項から第 94 項を参照されたい）。
67. なお、期間に関連するヘッジ対象についての調整後の時間的価値の配分など、実務上の懸念を表明する意見もあった。

質問 11

ヘッジ対象としての項目グループの適格性の要件に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような要求とすべきだと考えるか。

68. 基本的に同意する。ただし、純額ポジションの制限に関しては、オープンポートも含めて議論すべきと考える。
69. 多くの企業では、実際のリスク管理はグループベース（特に純額ベース）で行われているため、項目グループのヘッジに対するニーズは非常に強い。今回の提案は、これを会計上もヘッジとして認めることで、ヘッジ会計がリスク管理行動をより反映したものとなる点で、評価できる。
70. また、「純額ポジションとなる項目のグループをヘッジ指定するときは、その純額ポジションを構成する項目を含むグループ全体をヘッジ指定しなければならない。」(B73 項) という要件があるので、純額部分に含まれる項目が追跡可能である。ただし、質問 5 (a) に対するコメントでも述べたように、売却等に充当する順序等をあらかじめ定めておく必要がある。
71. 純額ポジションの損益影響が期間を跨ぐ時にキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を認めるべきか否かは、さらなる検討を要する。
72. グループの中にはお互いに相殺効果があるものがある。自然相殺の効果を享受し、残余の

みをヘッジ手段を使ってヘッジするということが実務ではよく行われている。これがグループベースでリスク管理を行う最大の理由の1つである。リスク管理行動を極力会計に取り込むためには、こうした純額ポジションのヘッジは広範に認められるべきである。純額ポジションの損益影響が期間を跨ぐケースもリスク管理では生じると考えられる。タイムスパン（例えば数か月、半年）毎に純額ヘッジするケースなどでは、たまたまそのタイムスパンが会計期間を跨らないものはヘッジ適格だが、跨いだものはヘッジ不適格となっており、リスク管理と会計処理結果に不整合が生じる。特に、時が経過してタイムスパンのなかに会計期間末が到来すると突然ヘッジ不適格となるのは、ヘッジ会計の首尾一貫性に欠ける。また、オープンポートの中ではニーズがさらに高くなることも考えられる。

73. 一方、純額ヘッジで期間を跨ぐ場合に自然相殺を認識するためには、ヘッジ手段をグロスアップするか、（相殺関係にある）一方のヘッジ対象の価値変化を後刻認識される他方のヘッジ対象に合わせるように繰り延べる必要がある。これが現在のヘッジ会計のフレームワークからの乖離となっている点は理解できる。
74. 現在、IASBではオープンポートの議論が継続審議されている。本公開草案で確定したことが、オープンポート導入時に見直されるというのでは実務に混乱をきたす。全体の整合性を維持する観点からも、本件はオープンポートも含めて議論すべきである。

質問 12

包括利益計算書の異なる表示科目に影響する相殺し合うリスク・ポジションを有する項目グループのヘッジ（例えば、純額ポジションのヘッジ）については、純損益に認識したヘッジ手段の利得又は損失は、ヘッジ対象に影響されるものとは別の科目で表示すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か

75. 同意する。本公開草案のBC175項に記載のとおり、影響を受けるすべての損益計算書の表示科目をグロスアップすることは、存在しない総額（部分的に相殺し合う）の利得又は損失の認識となってしまうからである。

質問 13

- (a) 提案している開示要求に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 他のどのような開示が有用な情報を提供すると考えるか（提案している開示に追加するもの又はそれに代わるものとして）、またその理由は何か。

76. 基本的に同意する。ただし、以下のように2点の修正を提案する。
77. 提案されている開示は、企業のヘッジ活動に関する透明性を高める関連性のある情報を提

供するものという本公開草案の考え方には同意する。質問 8 に対する我々のコメント（第 51 項参照）にもあるように、企業によるリスク管理方針の悪用を防止するためにも、リスク管理方針の開示を充実させることは適切であると考えられる。

78. とりわけ、恣意的なヘッジを防ぐために、第 44 項に次を追加することを提案する。

(d) ヘッジ戦略に変更があった場合はその内容及び理由

79. ただし、質問 9 に対する我々のコメントのとおり、公正価値ヘッジについてのヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失はその他の包括利益に認識するという提案、及びヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、財政状態計算書の独立の表示科目として表示すべきであるという提案に賛成していない。したがって、本公開草案の第 50 項(a)(i)、第 51 項(a)及び第 51 項(b)に関して、次のとおり修正案を提案する。修正案に従い、設例の IE2 及び IE3 も変更されることになる。

(修正案)

第 50 項

(a) 公正価値ヘッジについて

(i) ヘッジ対象に係る利得又は損失の累計額のうち、財政状態計算書のヘッジ対象の帳簿価額に含まれる金額（資産と負債を区分）

第 51 項

(a) 公正価値ヘッジについて

(i) ヘッジ対象及びヘッジ手段の価値の変動

(ii) 純損益に認識されたヘッジ非有効部分

(iii) ヘッジ非有効部分が含まれている損益計算書の表示科目の記述

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて

(i)～(iii) (本公開草案の第 51 項(a)(i)～(iii)が該当)

(iv)～(vi) (本公開草案の第 51 項(c)(i)～(iii)が該当)

質問 14

企業の公正価値ベースのリスク管理戦略に従ったものである場合には、デリバティブの会計処理を、現金で純額決済できる契約のうち、企業の予想される売買又は使用の必要に従った非金融商品の受渡しの目的で締結して保有し続けているものに適用すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

80. 基本的に同意する。ただし、要件のより一層の明確化を要求する。

81. 商品加工業者などの商品の価格変動をヘッジしたいという強いニーズを受け止めていること、及び、ヘッジ会計の制約を考慮してこれをデリバティブ会計の拡大で対処するという IASB の提案に同意する

82. 一方で、これは公正価値評価の範囲を不当に拡大するのではないかという懸念を発生させ

る。「リスク管理が公正価値ベースで行われており、それと整合するならば」が具体的に何を意味するかを明確化する必要がある。このために BC213 項で想定されるリスク管理形態が記されているが、「純額ポジションで管理」「純額ポジションがゼロ」についてはさらなる明確化が必要である。また、2010 年 10 月の IASB ボード会議で使用された AP18A の事例（第 5 項から第 11 項）を参考に、より一層明確化することを提案する。

83. なお、企業のリスク管理行動の実態を極力会計に取り込むという観点からは、商品売買契約だけでなく商品等の現物にも公正価値評価の範囲を広げて欲しいという意見があった。

質問 15

- (a) クレジット・デリバティブを利用した信用リスクのヘッジを会計処理するための 3 つの代替的な会計処理（ヘッジ会計以外の）はすべて、金融商品の会計処理に不必要な複雑性を加えるものであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。
- (b) 同意しない場合には、当審議会が BC226 項から BC246 項で検討した 3 つの代替案のうちどれを、当審議会がさらに開発すべきか、また、その代替案にどのような変更を提案するか、またその理由は何か。

84. 同意しない。理由は以下のとおりである。

85. 本公開草案 では、信用リスク要素を切り出して計測することが実務上不可能であるため、信用リスクについてはヘッジ会計が適用出来ないとされている。しかし、IFRS 第 9 号「金融商品」では、金融負債に関しては自己の信用リスクを純損益ではなく、その他の包括利益で認識することとされている。信用リスクを切り出して計測することに関して、両者の取扱いは矛盾している。また、トータルリターンスワップなどにおいては、信用リスク（を含んだリスク全体）は計測可能である。

86. クレジット・デリバティブを使って信用リスクを管理することは実務慣行となっている。リスク管理の実態を会計に反映するという今回の改定の目的に照らして、これらの経済的ヘッジ関係を反映するよう、信用リスクに関わるヘッジ会計の適用要件を再度検討することを提案したい。

87. リスク管理の実態を会計に反映するという観点からは、たとえ金融商品の会計処理に複雑性を加えるものであっても、信用リスクのヘッジを会計処理するための代替的な会計処理のさらなる検討も必要と考える。なお、関係者からは、代替案 2 又は 3 を推奨する声があった。

質問 16

提案している経過措置に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

88. 基本的に同意する。ただし、オープンポートのヘッジ会計モデルを早期に開発することを

要求する。

89. ヘッジ会計の指定は将来に向かってしかできないので、遡及適用しないという提案されている経過措置に同意する。
90. 2011年6月の基準書化を前提にすれば、これを2013年1月から始まる報告年度から適用するというのは、準備期間としては合理的なものと言えよう。ただし、本公開草案で確定したことが、オープンポート導入時に見直されるというのでは実務に混乱をきたす。全体の整合性を維持する観点からも、適用開始日が同日となるようにオープンポートのヘッジ会計モデルを早期に構築することを要求したい。

3. 追加論点

91. ベーシス・アジャストメントはその他の包括利益に影響しないという本公開草案の第29項(d)(i)の提案に同意しない。ベーシス・アジャストメントの影響はその他の包括利益に認識すべきであると考える。
92. 本公開草案の第29項(d)(i)では、ヘッジされた予定取引が実行され非金融資産負債になる時、又は、非金融資産負債を取得するための予定取引が公正価値ヘッジを適用する確定取引になる時、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額をその他の包括利益を通さずに直接当該資産負債等の当初簿価に含める（ベーシス・アジャストメント）とされている。また、これはIAS第1号で定める組替調整ではないとされている。
93. ベーシス・アジャストメントをその他の包括利益を通さないことに決定した理由として、BC139項及びBC140項では、その他の包括利益のある種の歪みは避けられないものであり（すなわち、ベーシス・アジャストメントのあった期又は全体の期間にわたってのいずれかで生じる）、トレードオフがあるが、ベーシス・アジャストメントのあった期間に組替調整を行うことの影響の方が、組替調整を用いないことによる全体の期間への影響よりも、誤解を招く度合いが大きいからとされている。
94. しかし、組替調整をせずキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から非金融商品項目へ直接充当すると、「包括利益＝純資産の変動から持分所有者との直接的な取引に係る部分を除いたもの」という関係が成立しなくなる。これは包括利益の概念に反する処理である。また、純損益とその他の包括利益の通期合計がその他の包括利益累計額と利益剰余金（Retained Earnings）合計に一致しなくなる。

* * * * *

我々のコメントが、今後のIASBの議論に貢献することを希望する。

加藤 厚

金融商品専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長

補足文書「金融商品：減損」に対するコメント

IASB と FASB は、オープン・ポートフォリオで管理されている貸付金などの金融資産の減損の会計処理に関する共通の提案を、2011 年 1 月に公表した。

現在、IASB と FASB は、金融危機の反省から予想損失モデルを基礎とする方向で金融資産の減損の取扱いを見直しており、IASB は 2009 年 11 月に、FASB は 2010 年 5 月に別個の公開草案で異なる提案を行っている。その際の経緯は、本誌 30 号 143 頁「公開草案『金融商品：償却原価及び減損』に対するコメント」前文に譲るが、今回の提案は、これらの公開草案を補足する位置付けで公表された。

補足文書は、IASB の当初の提案モデルについて、特に、運用上の困難が指摘されているオープン・ポートフォリオにおいて、IASB 及び FASB が共通の解決策に至るための共通のモデルを提案している。また、それぞれが別々に開発しているモデルについても関係者のコメントを求めている。

両者の共通モデルは、IASB が開発した期間比例配分法に最小限の引当金残高（すなわち「フロア」）を設定するものである。期間比例配分法は、金融資産の価格設定と予想信用損失との間の関係を反映するという IASB の主要な関心事に対応している。また、フロアは減損引当金の十分性に関する FASB の主な懸念に対応している。

補足文書には、減損モデルの影響を受ける表示及び開示に関するガイダンスの IASB 単独の提案が付録として追加されている。

国際会計基準審議会 御中

2011 年 4 月 1 日

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）の努力に敬意を表するとともに、補足文書「金融商品：減損」（以下、「補足文書」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会のものである。

1. 全般的なコメント

我々は、2009 年 11 月に公表された IASB の公開草案（以下、「当初 ED」という。）で提案している減損モデルについて識別された、実行可能性の問題に対する解決策を探求するという補足文書の目的を支持するとともに、金融資産の減損の会計処理について共通のアプローチを開発するという IASB 及び FASB の努力を歓迎する。

我々は、企業のリスク管理に基づき金融資産をグッドブックとバッドブックに区分し、グッドブックの金融資産について、期間比例配分法を基礎として、金融資産の価格付けと将来予想損失の関係を反映するよう減損認識をするという提案モデルの考え方について、同意する。

しかしながら、グッドブックの金融資産について、常にフロア額を設けることには、いくつかの懸念を有している。例えば、提案モデルでは、必ずしも早めの損失パターンが識別されない金融資産に対してもフロア額が用いられる可能性があることや、予見可能な期間の概念が、

金融資産のリスク特性に係らず、用いられる可能性があることを懸念している。

そこで、我々は、グッドブックの金融資産については、原則として期間比例配分法による引当金額を減損認識することとし、当該金融資産のポートフォリオにおいて早期に損失が発生するパターンの証拠がある場合に限り、期間比例配分法による引当金額と残存期間のうち近い将来に予想される損失に相当する引当金額のより高いほうを減損認識することを提案する（第15項参照）。しかし、我々の何人かのメンバーは、このような提案とは別個の代替案（第20項参照）を支持していたことを申し添える。

なお、補足文書では、その範囲から、オープン・ポートフォリオ以外で管理されている金融資産（個別資産及びクローズド・ポートフォリオ）を除外している。我々は、同一の経済事象に対しては、一貫した会計モデルが適用されるべきと考えている。したがって、償却原価で測定されているすべての金融資産に対して、金融資産の管理手法に係らず、同一の減損モデルが適用されるべきであるが、特定の金融資産（例えば短期の売掛金等）については、一定の簡便的な処理の容認が可能と考えている。

2. 質問に対するコメント

補足文書に提示されている質問に対する我々のコメントは次のとおりである。

質問 1

補足文書に示した減損の認識に関するアプローチはこの弱点（すなわち、信用損失の認識の遅れ）に対処していると考えるか。そう考えない場合、提案されているモデルをどのように修正すべきだと考えるか。その理由は何か。

（質問 1）

1. 補足文書に示された減損の認識に関するアプローチは、信用損失の認識が遅れるという現行の減損モデルの弱点に対処していると考える。しかしながら、提案されているモデルについては、第9項以降に記載のような懸念があることから、我々は、以下の第15項に記載した代替案をより適切な減損モデルと考えている。
2. 補足文書における提案モデルでは、金融資産を信用特性に基づいてグッドブックとバッドブックに識別した上で、グッドブックについては、期間比例配分法による引当金額と予想可能な期間に生じると予想される損失に相当する引当金額のより高いほうを減損認識し、バッドブックについては残存期間の予想損失全額を即時に減損認識することとされている。
3. 以下では、グッドブックとバッドブックそれぞれについて、どのように減損認識すべきかという点について我々の見解を記述する。

（企業の事業モデルと2つのブックの関係）

4. IASB の当初 ED では、減損の対象となる資産を、IFRS 第9号「金融商品」において償却原価測定されるすべての金融資産としている。IFRS 第9号では、償却原価測定される金融

資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、保有されていなければならないとされている。

5. バッドブックの金融資産について、補足文書の B3 項では、金融資産の回収可能性の不確実性の程度が、企業の信用リスク管理目的を債務者からの定期的支払いを受けることから金融資産の回収へと変化させるレベルに達した金融資産であるとされている。
6. このようなバッドブックの金融資産については、当初取得時における企業の事業モデルと異なるリスク管理が行われていることから、残存期間の予想損失全額を即時に減損認識すべきと考えられる。したがって、バッドブックの金融資産の減損損失の取扱いについては、補足文書の提案に同意する。
7. 一方、グッドブックの資産について、補足文書の B3 項では、金融資産の回収可能性の不確実性の程度が、企業の信用リスク管理目的が債務者からの定期的支払を受けることにある金融資産は、グッドブックに識別されることが示唆されている。このような、グッドブックの金融資産については、契約上のキャッシュ・フローを回収するという当初取得時の企業の事業モデルと整合的なリスク管理が継続して行われていると考えられる。
8. したがって、グッドブックの金融資産については、そのような事業モデルを反映した損益計算という観点を踏まえて、予想損失の一部を当期に減損認識せず、期間比例配分法を基礎として配分するという考え方が適切であると考えられる。しかしながら、補足文書の提案モデルにおけるグッドブックの減損認識の具体的な処理については、次のような懸念がある。

(懸念 1. フロア額を算定する上での予見可能な期間の概念)

9. 我々は、予見可能な期間を基礎としてフロア額を算定することは、次の点で、有用な情報を提供しないと考えている。
10. 予見可能な期間を用いることは、認識される減損の金額が各ポートフォリオのリスク特性を反映せず、同一の金融資産を有している企業間の比較可能性を損なう可能性がある。たとえば、予見可能な期間を基礎としてフロア額を算定した場合、リスクが高い資産のポートフォリオであっても過去のデータが十分でないために合理的な見積りが困難な場合には予見可能な期間は 12 カ月となったり、リスクが非常に低い資産のポートフォリオであっても過去のデータが十分であるために予見可能な期間が契約全期間となるような結果となりうる。
11. また、予見可能な期間について、補足文書では、「予見可能な将来はかなり一定な期間であり、特定のポートフォリオについて期間ごとに大きな変化はないと見込まれる」とされている。しかしながら、市場が不安定な状況においては、将来の予想について不確実性が高まることによって、予見可能な期間が短期化する可能性があると考えられる。

(懸念 2. 減損モデルの複雑性)

12. 十分な引当金を認識するという観点からは、IASB アプローチと FASB アプローチを組み合わせた共通モデルは理解可能である。しかし、常に二つの計算を行うという点は、モデルの複雑性という点で懸念がある。我々は、IAS 第 39 号の置換えプロジェクトでは、現行の複雑な会計基準を簡素化するということがも主要な目的の一つであったと認識している。

(懸念 3. すべてのグッドブックにフロア額の算定を要求すること)

13. 補足文書では、予見可能な期間における予想損失を引当金のフロア額として用いる理由として、グッドブックの引当金を期間比例配分法のみにより算定した場合には、早めの損失パターンの資産について、十分な引当金が算定されないという懸念が生じることを指摘している。
14. しかしながら、補足文書における提案モデルでは、後述の質問 10 への回答のとおり、たとえポートフォリオにおいて早期の損失パターンが識別されない場合であってもフロア額が用いられる場合があると考えられる。したがって、フロア額の算定を要求する対象資産を、ポートフォリオとして早めの損失パターンが識別されるものに限定すべきと考えられる。

(我々の提案する減損モデル)

15. 以上の 3 点の懸念に対応して、我々は提案されている減損モデルにおけるグッドブックの取扱いを次のように修正することを提案する。
- 「(a)グッドブックについては、原則として、期間比例配分法による引当金額を減損認識する。但し、当該グッドブックにおいて、早期に損失が発生するパターンの証拠がある場合には、期間比例配分法による引当金額と残存期間のうち近い将来期間 (near-term) に予想される損失に相当する引当金額のより高いほうを減損認識する。(b)バッドブックについては残存期間に予想される損失を全額即時に減損認識する。
- (a)における近い将来期間については、各ポートフォリオのリスク特性との関係で、12 カ月以上の期間とし、ポートフォリオごとに決定されるものとする (質問 9 への回答、第 47 項参照)。」
16. この代替案においては、当初 ED と同様に、予想損失を契約期間にわたって減損認識することによって、多くの場合には、企業による融資活動の経済的実質をよりよく反映することとなるとともに、早めの損失パターンが識別されるポートフォリオの場合には、予想損失をその発生前にカバーするのに十分な引当金残高が確保されることとなる。

(我々の提案する減損モデル以外の代替案)

17. 一方、我々の何人かのメンバーは、上記の第 9 項から第 12 項に記載した懸念 1 及び 2 については懸念を共有したものの、期間比例配分法について次のような懸念を示し、第 20 項に記載する代替案を支持していた。

(懸念 3#. 加重平均経過期間によって引当金残高が変わること)

18. 期間比例配分法によれば、リスク特性が同じ金融資産について、その加重平均残存期間及び予想信用損失が同一だったとしても、加重平均経過期間が異なる場合には、その計算構成上、異なる引当金額が算定されることとなる。我々は、このような結果は、期間比例配分法だけでなく、当初 ED において提案された予想損失モデルにおいても同様であることを理解している。
19. しかしながら、オープン・ポートフォリオは、会計期末において、金融資産の性質の類似

に基づき、組成の時期とは無関係にグルーピングされたポートフォリオであると考えられる。このようなオープン・ポートフォリオにおいては、加重平均により算定された組成の時期によって引当金の残高が異なることは、企業による金融資産の管理を反映していないのではないかと考えられる。

20. 以上の懸念への対応としては、提案されている減損モデルにおけるグッドブックの取扱いを次のように修正することが考えられる。

「(a)グッドブックについては、残存期間のうち近い将来期間 (near-term) に予想される損失を即時に減損認識し、(b)バッドブックについては残存期間に予想される損失を全額即時に減損認識する。

(a)における近い将来期間については、各ポートフォリオのリスク特性との関係で、12 カ月以上の期間とし、ポートフォリオごとに決定されるものとする (質問9への回答、第47項参照)。」

21. この代替案においては、グッドブックについて、常に、近い将来期間の予想損失をその発生前にカバーできるように、引当金が計上されるとともに、それを超える期間の予想損失については将来期間に認識されることとなる。また、2つの計算を求めないという点で、補足文書の提案モデルよりも簡素なモデルである。

22. なお、この代替案を支持する関係者の一部は、第20項の代替案においては、損失パターンが遅めになる (back-loaded) 金融資産については、当初の期間において引当金額の積み上がり量が少なくなる可能性がある点を懸念し、そのような場合には、即時に減損認識すべき金額は、残存期間の予想損失の期間平均額を基礎として、当該近い将来期間に対応する金額とすべきであることを明確化すべきであるという意見をもっていた。

質問2

補足文書で提案している減損モデルは、オープン・ポートフォリオと同様に、クローズド・ポートフォリオや他の金融商品について、少なくとも運用可能であるか。賛成又は反対の理由は何か。

補足文書は提案しているアプローチがオープン・ポートフォリオに適合しているかどうかに関する意見を求めるものであるが、両審議会は、単一の資産及びクローズド・ポートフォリオに関する適合性についてのコメント及びすべての関連する金融資産について単一の減損アプローチとすることがどのくらい重要かに関するコメントも歓迎する。

(質問2)

23. 補足文書が提案している減損モデルについては、クローズド・ポートフォリオや他の金融商品についても運用可能と考えられる。

24. 我々は、同一の経済事象に対しては、一貫した会計モデルが適用されるべきであると考えている。したがって、償却原価で測定されているすべての金融資産に対して、金融資産の管理手法に係らず、同一の減損モデルが適用されるべきであるが、特定の金融資産 (例えば短

期の売掛金)については、一定の簡便的な処理の容認が可能と考えている。

質問 3

「グッドブック」の中の金融資産については、上述のようなアプローチで減損引当金を認識することが適切であることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 4

提案している期間比例配分の減損引当金算定のアプローチは運用可能か。賛成又は反対の理由は何か。

質問 5

提案しているアプローチは意思決定に有用な情報を提供するか。そうでないとなれば、提案をどのように修正するか。

(質問 3)

25. 我々は、グッドブックの金融資産について、残存期間の予想損失について全額を即時に認識するのではなく、期間比例配分法を基礎として将来期間に配分するという考え方については同意する。
26. しかしながら、以下の質問 5 への回答のとおり、常に、期間比例配分した予想信用損失（ポートフォリオの経過期間に応じて決まる）と予見可能な将来の期間内（最低 12 か月）に発生が予想される信用損失とのいずれか高い方の金額として、引当金を算定するという提案には同意しない。

(質問 4)

27. 期間比例配分法の減損引当金算定のアプローチについては、加重平均した経過期間や契約期間を算定する上で、次のような運用上の問題を生じさせる可能性があると考えられる。
28. 例えば、債務者が期限前償還オプションを保有する金融資産の場合、加重平均された経過期間や契約期間について、過去の元本残高の履歴を考慮するのかもしれないのかによって、算定される経過期間等が異なり、その結果、算定される引当金額も異なる。したがって、仮に最終基準において期間比例配分法が採用される場合には、追加のガイダンスを提供するか、あるいは、開示項目として経過期間等の算定方法を追加することが必要と考えられる。

(質問 5)

29. バッドブックについて、企業の回収可能性に関する判断に基づいて識別した上で、将来予想損失の全額を認識するという事は、利用者にとって有用な情報を提供すると考えられる。
30. グッドブックについては、提案しているアプローチが有用な情報を提供するかに関して、次の点で懸念がある。
31. 常に、期間比例配分法とフロア額という二つの計算結果のいずれか高いほうを減損認識することは、関連する開示を充実させたとしても、利用者にとって理解を困難にする可能性が

あると考えられる。

32. したがって、質問9への回答のとおり、フロア額の算定を企業に要求する場合は、対象とするポートフォリオにおいて、早期に損失が発生するパターンの証拠がある状況に限定すべきと考えられる。

質問6

減損引当金算定の目的上2つのグループ（すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求は、明確に記述されているか。そうでないとすれば、どのようにしてもっと明確に記述できるか。

質問7

減損引当金算定の目的上2つのグループ（すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求は、運用可能あるいは監査可能なものか。そうでないとすれば、どのようにしてもっと運用可能あるいは監査可能にできるか。

質問8

減損引当金算定の目的上2つのグループ（すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求事項案に同意するか。同意しない場合、どのような要求事項を提案するか。その理由は何か。

（質問6）

33. 補足文書の第3項の記述では、予想信用損失の全額を即時に認識する金融資産とそうでない金融資産を、金融資産の回収可能性の不確実性の程度に基づき決定するという要求は、明確に記述されていると考えられる。

（質問7）

34. 企業が信用リスクを回収可能性の不確実性に基づき管理している場合、企業のリスク管理を基礎にバッドブックを区別することは、そのような信用リスク管理に関する適切な文書化や開示が行われていることを前提とすれば、運用可能であり、監査可能と考えられる。
35. 専門家諮問パネル（EAP）は、多くの金融機関は信用リスクをグッドブックとバッドブックに分けて管理していると、指摘している。EAPの議論では、バッドブックの資産については、よりアクティブに（多くの場合、個別ベースで頻繁に）管理され、より詳細なリスク管理が行われ、結果として、各測定日における予想損失の金額が大きく変動する可能性がある。これに対して、グッドブックの資産については、（多くの場合、ポートフォリオベースで）より静的なアプローチが適用されるとされている。
36. 我々は、このような金融機関がバッドブックの資産を識別する理由は、回収可能性に一定の問題が生じることにより、当初の資産の取得意図（契約上の利息と元本を回収すること）とは異なる管理をすることになると判断しているからと理解している。一方で、グッドブックの資産については、信用リスク管理上、依然として回収可能であると考えられている。

37. これに対して、企業が信用リスクを回収可能性の不確実性に基づき管理していない場合、補足文書は、管理の重点が、金融資産から生じる金利の管理から、金融資産の回収の管理へと移動したときに、バッドブックを識別することを要求している。
38. 補足文書では、企業が信用リスクを回収可能性の不確実性に基づき管理していない場合、バッドブックを識別する判断基準の一つとして、貸付金を回収に疑問があるもの (doubtful) (「問題債権 (problem loans)」とも呼ばれる) として識別した場合を例示している。補足文書のこのような記述は、運用可能性及び監査可能性の点で、懸念が生じる可能性がある。「問題債権 (problem loans)」という文言は、企業によって異なって解釈される可能性があり、もはやグッドブックに含めておくことが適切でないとする時点の解釈が相当程度異なる可能性がある。したがって、最終基準ではこの点について、追加のガイダンスが必要と考えられる。

(質問 8)

39. 減損引当金算定の目的上、グッドブックとバッドブックの 2 つのグループを識別するという要求事項案に同意する。
40. IASB と FASB の議論では、オープン・ポートフォリオへの対応として、当初の予想損失と事後の予想損失の変動を同一に取り扱うモデルが開発され、その結果として、予想損失の一部は即時に認識されず、将来期間に配分されることになった。
41. しかしながら、仮にすべての金融資産をこのように会計処理する場合、回収可能性が不確実となって企業の信用リスク管理目的が債務者からの定期的な支払を受けることとは異なるような金融資産の将来予想損失について、その一部が将来期間に認識されることとなる。
42. したがって、このように一定程度信用リスクが悪化した金融資産について減損損失の認識を遅らせないためには、そのような資産をバッドブックとして識別して、将来予想損失の全額を即時認識することが必要であると考えられる。

質問 9

両審議会は、このモデルで要求されることとなる最低引当金額 (フロア) についてコメントを募集している。特に、次の論点についてである。

- (a) 「グッドブック」に関する減損引当金についてフロアを要求するという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) これに代えて、早期に損失が発生するパターンの証拠がある状況にのみ最低減損引当金額の発動を企業に要求すべきだと考えるか。
- (c) 賛成の場合、さらに最低引当金額を予見可能な将来 (12 か月以上) に発生が予想される損失を基礎として算定すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合には、最低引当金額をどのように算定するのがよいか。その理由は何か。
- (d) 予見可能な将来に関して、予想損失の見積りを作成する際に考慮した期間は、経済状況の変化に基づいて変化するか。

- (e) 予見可能な将来の期間（信用減損モデルの目的上の）は、通常は12か月以上の期間だと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。回答の根拠となるデータ（これに当てはまると考えられる具体的なポートフォリオの詳細を含む）を示していただきたい。
- (f) 予見可能な将来の期間が通常は12か月以上の期間であることに賛成の場合、比較可能性を高めるために、「フロア」の要求に基づいて認識される信用減損の金額を算定する際の「上限」を設定すべきだと考えるか（例えば、企業の報告日から3年以内）。その場合、回答の根拠となるデータ又は理由を示していただきたい。

質問 10

フロアは通常は第2項(a)(i)に従って計算した金額と同額以上になると考えるか。回答の根拠となるデータ又は理由（これに当てはまると考えられる具体的なポートフォリオの詳細を含む）を示していただきたい。

（質問 9）

質問(a)について

43. 以下の質問(b)への回答のとおり、「グッドブック」に関する減損引当金についてフロアを常に要求するという提案には同意しない。

質問(b)について

44. 同意する。なぜなら、期間比例配分法における引当金残高は、早期に損失が発生するパターンの状況を除き、予想損失をその発生前にカバーするのに十分となるからであるからである。

質問(c)及び(d)について

45. 質問(c)について同意しない。我々は、予見可能な期間を基礎としてフロア額を算定することは、第10項及び第11項に記載した理由により、有用な情報を提供しないと考えている。

46. したがって、我々は、フロア額を算定するにあたって参照すべき期間（質問1への回答における「近い将来期間」）は、予見可能な期間ではなく、ポートフォリオの持つ信用リスクと結びついて説明される必要があると考えている。十分な引当金残高を達成するという目的のためには、将来を予見できるかという企業の能力との関係よりも、金融資産の回収可能性、すなわち信用リスクとの関係が強調されるべきである。

質問(e)及び(f)について

47. また、フロア額を算定するにあたって参照すべき期間は、グッドブックの金融資産についての引当金の充分性を確保するという観点からは、通常は、翌会計期間すなわち12か月となるものと考えられる。しかしながら、グッドブックの中でも相対的に信用リスクが高いポートフォリオについては、これより長い期間になる（特段の上限はない）こともありえると考えられる。

（質問 10）

48. 我々は、早期の損失パターンが識別されない場合以外にも、以下の第49項から第52項に記載したような場合には、フロア額は期間比例配分法に従って計算した金額と同額以上にな

るのではないかと考えている。このような場合においてもフロア額が用いられる可能性があることは、IASB がフロア額を用いることとした意図（期間比例配分法を基礎としながらも、早期に損失となるパターンのシナリオにおいて予想信用損失をその発生前にカバーするのに十分な引当金残高になるようにすること）とは異なる結果をもたらす場合があるのではないかと、我々は考えている。

（予見可能な期間が 12 カ月より相当程度長い場合）

49. 上記の質問 9 への回答のとおり、補足文書において提案されている予見可能な期間は、過去の事象、実勢の趨勢等を考慮した結果として合理的に見積れる限りにおいては、12 カ月を相当程度超えて長くなることがありうる。そのような場合には、フロア額は、期間比例配分法により算定された金額と同額以上になる可能性があると考えられる。

（予見可能な期間が、契約期間に対して一定程度長い場合）

50. また、毎期安定した資産の入替えが行われるオープン・ポートフォリオにおいて、加重平均された経過期間と契約期間の比率は概ね 1:2 になるものと推定される。このような安定的なポートフォリオにおいては、仮に損失パターンが均等であっても、予見可能な期間が残存期間の半分より長いときには、フロア額は期間比例配分法に従って計算した金額と同額以上になると考えられる。

51. たとえば、あるポートフォリオについて、契約期間が 4 年で、予見可能な期間が 1 年であると仮定する。

ここで、損失パターンが均等な金融資産で構成される安定的なポートフォリオである場合には、経過期間及び残存期間が 2 年（4 年 ÷ 2）となることが想定される。期間比例配分法による引当金は、将来予想損失の半分（残存期間 2 年 ÷ 契約期間 4 年）となるのに対して、フロア額も将来予想損失の半分（予見可能な期間 1 年 ÷ 残存期間 2 年）となり、両者はほぼ同額になることが予想される。

したがって、計算上は、契約期間が 4 年より短い安定的なポートフォリオにおいては、フロア額は期間比例配分法にしたがって計算した金額より大きくなると考えられる。

52. 前項のイメージを表にすると次のようになる。加重平均期間が 4 年に対して、それより短期の安定的なポートフォリオ A（2 年）においては、引当金額はフロア額として決定され、それより長期の安定的なポートフォリオ C（6 年）においては、引当金額は期間比例配分法により算定された金額として決定される。

引当金一定額法と "higher of" test								
ポートフォリオ	残存期間の予想損失	加重平均経過期間	加重平均契約期間	1 年分の配分額	期間配分額 (TPA)	予見可能な期間 (FFP)	FFP の予想損失 (フロア額)	引当金
	A	B	C	D=A/C	E=A*(B/C)=B*D	F	G	H=higher of E&G
A	100	1 年	2 年	50	50	1 年	100	100 (フロア額)

B	100	2年	4年	25	50	1年	50	50(TPA=フロア額)
C	100	3年	6年	17	50	1年	33	50(TPA)

(注) 残存期間の予想損失 100 は、いずれのケースにおいても、将来期間にわたって均等に発生することを前提としている。

質問 11

両審議会は、割引後の金額の使用に係る柔軟性に関するコメントを求めている。特に、次の論点についてである。

- (a) B8 項(a)に示したアプローチを適用する際に、割引後の見積りと割引前の見積りのいずれかを使用することを認める柔軟性に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 割引後の予想損失金額を使用する際に、割引率の選択に柔軟性を認めることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(質問 11)

(a)について

53. IASB の当初 ED における予想損失モデルの考え方と近似させる予想損失の配分を行うという観点からは、割引後の見積りの使用がより適切である。しかしながら、企業によって、関連する計算システムのレベルは相当異なることを踏まえると、割引後のみの使用を要求することは実行可能性の問題を生じさせると考えられる。したがって、割引前の見積りの使用を認める柔軟性について同意する。

(b)について

54. 企業がポートフォリオレベルでの割引率を算定することについて実務上の懸念を持つことに対応して、より適切な割引率についてガイダンスを提供することが有用と我々は考える。

質問 12

償却原価で測定する金融資産のオープン・ポートフォリオについての IASB のアプローチを、この文書で提案している共通の提案よりも良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。この特定の IASB のアプローチを好まない場合、IASB のアプローチの全体的な考え方（すなわち、当該資産の存続期間にわたって予想信用損失を認識する）は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

質問 13

この文書の範囲内の資産についての FASB のアプローチを、この文書で提案している共通の提案よりも良いと考えるか。この特定の FASB のアプローチを好まない場合、FASB のアプローチの全体的な考え方（すなわち、予見可能な将来に発生すると予想されている信用損失を認識する）は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

(質問 12)

55. 質問 1 への回答のとおり、グッドブックの金融資産については、企業の事業モデルを反映した損益計算という観点を踏まえて、予想損失の一部を当期に減損認識せず、期間比例配分法を基礎として将来期間に配分するという考え方は適切であると考えられる。
56. しかしながら、質問 9 への回答のとおり、より早期の期間に損失が多めとなる損失パターンに限っては、予想損失をその発生前にカバーするのに十分な引当金残高を確保するようにフロア額を設定することが適切と考える。

(質問 13)

57. 質問 1 及び質問 9 への回答のとおり、予見可能な将来に発生すると予想される信用損失を認識するという FASB アプローチを支持しない。

質問 14Z

実効金利の算定に予想信用損失を織り込んだ当初の IASB の提案とは対照的に、実効金利の算定は、予想損失についての考慮とは切り離すべきであるということに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(質問 14Z)

58. 我々は、オープン・ポートフォリオに対して予想損失の配分を実行可能なものとするためには、実効金利の算定は予想損失についての考慮とは切り離すべきであるということに同意する。

質問 15Z

純損益を通じて公正価値で会計処理するものでないすべてのローン・コミットメントは (IAS 第 39 号、IFRS 第 9 号又は IAS 第 37 号のいずれの範囲内であろうと)、補足文書で提案している減損の要求事項の対象とすべきか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 16Z

要求事項案は、ローン・コミットメント及び金融保証契約に適用する場合に、運用可能か。賛成又は反対の理由は何か。

(質問 15Z)

59. 同意する。なぜなら、多くの場合、貸付金とローン・コミットメントは同一の事業モデル内において管理されていることから、両者に対して同一の減損モデルを適用すべきと考えられるからである。

(質問 16Z)

60. 我々は、金融保証契約の発行者が過去において当該契約を保険契約として取り扱うと明確に宣言せず、保険契約に適用する会計処理を用いていない場合には、IAS 第 39 号あるいは IFRS 第 9 号を適用することができるという、IFRS 第 4 号「保険契約」における取扱いを維持することを、2011 年 3 月に IASB と FASB が暫定決定したことを認識している。
61. 我々は、要求事項案は、ローン・コミットメント及び金融保証契約に適用する場合に、運用可能と考える。

質問 17Z

提案されている表示の要求事項に同意するか。同意しない場合、代わりにどのような表示が良いと考えるか。その理由は何か。

(質問 17Z)

62. 同意する。なぜなら、補足文書における分離アプローチ（質問 14）の結果として、利息収益は、予想信用損失の配分を含まない実効金利により算定されることとなるからである。

質問 18Z

- (a) 提案されている開示要求に同意するか。同意しない場合、どの開示要求に反対なのか、その理由は何か。
- (b) 提案されている減損モデルについて他にどのような開示が良いと考えるか（提案されている開示への追加でも代替のものでも良い）。その理由は何か。

質問 19Z

金融資産が 2 つのグループ間で振り替えられる場合に、金融資産の経過年数を反映する関連した引当金の金額を振り替えるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、代わりに金融資産の予想信用損失のすべてを振り替える又は全く振り替えない方が良いと考えるか。

(質問 18Z)

(a)について

63. 次項に記載されている点を除き、提案されている開示要求に同意する。提案されている減損モデルを前提とすれば、グッドブックとバッドブックの区分方法を含めて、企業の信用リスク管理方針を開示させるという補足文書の方向性を支持する。
64. しかしながら、我々は、財務諸表作成者が補足文書の開示要求のうち次のような点について懸念を示していることを認識している。このような点については、IFRS 第 7 号等における既存の開示要求と統合的な開示レベルを検討することが有用と考えられる。
- 銀行では、既にバーゼル資本規制に基づき一定のレベルの開示がされていることから、こ

のような開示と過度な重複がないような配慮が必要と考えられる。

- 予想損失を算定するために用いられたインプット、仮定並びに見積手法の一部は、金融機関にとって、企業機密情報であり、詳細に開示することは不適切である。

(b)について

コメントなし

(質問 19Z)

65. IASB と FASB は、グッドブックとバッドブックの間で振替えるべき引当金の金額をどのように決定するかについて、補足文書の提案を含めて 3 つの手法を検討した。我々は、これらの 3 ついずれの手法に基づき振替えを行っても、2 つのブックに係る純損益及び引当金の金額に対する影響は同一であると理解している。しかしながら、企業間比較可能性を確保する観点からは、単一の手法に基づき振替えを要求することが望ましいと考えている。
66. 我々は、金融資産の予想損失のすべてを振り替える手法のほうが、グッドブックにおいて過去に認識されてきた引当金が、バッドブックへの振替えが生じたときに十分であったかを理解する情報を提供することから、有用ではないかと考えている。
67. 我々はまた、金融資産の経過年数を反映する関連した引当金の金額を振り替えるという提案の手法が、他の 2 つの手法より適切であるという根拠は補足文書において十分に記述されていないと認識している。

* * * * *

我々のコメントが、今後の IASB と FASB の議論に貢献することを希望する。

加藤 厚

金融商品専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長

FASB ディスカッション・ペーパー「ヘッジ会計」に対するコメント

FASB は、2010年5月に公表した金融商品会計に関する包括的な改訂提案の一部として、現行のヘッジ会計の見直しを図る提案を行っている。その後、2010年12月にIASBが金融商品会計見直しの第3フェーズとして公開草案「ヘッジ会計」を公表した。

もともと、現行の米国会計基準やその見直しの提案と、国際財務報告基準との間には既に差異があったが、その差異はIASB公開草案によりさらに拡大することとなった。このため、FASBはヘッジ会計の基準・ガイダンスの改善・簡素化の検討に役立つように、関係者からIASBの公開草案に対するコメントを募るディスカッション・ペーパーを2011年2月に公表した。

当委員会は、2011年3月にIASBに提出したコメントをベースにしつつ、IASBとFASBの間でのコンバージェンスが図られることを求めるコメントを提出した。

米国財務会計基準審議会
テクニカル・ディレクター

2011年4月25日

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける、貴審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）のコンバージェンスへの努力に敬意を表する。昨年12月にIASBが公表した公開草案「ヘッジ会計」（以下「IASB公開草案」という。）に対し、今般、FASBはIASBとのギャップを埋めるために、IASB公開草案に関する質問状を論点整理の形で公表した。我々はFASBに対してもコメントする機会を得たことを歓迎する。

IASB公開草案に対しては、企業会計基準委員会（ASBJ）は既に添付のとおりコメントを提出している。要旨は以下のとおりである。

- 我々は、財務諸表利用者の投資意思決定に対してより有用な情報を提供するように、ヘッジ会計の要求事項の包括的な見直しを行うというIASBの本プロジェクトの目的を支持する。
- 特に、IAS第39号のヘッジ会計が、企業のリスク管理活動や当該活動が企業のリスク管理目的の達成にどの程度成功しているのかを反映していないとの批判に応じて、企業のリスク管理行動の実態が極力会計に取り組みされている点は高く評価する。また、IAS第39号の要求事項は過度に規則主義であり、恣意的な結果を生じていることから、目的に基づいたヘッジ会計のアプローチが提案されていることも評価する。
- 一方、ヘッジ会計はあくまで一般原則に対する例外処理であり、運用にあたっては一定の規律が必要である。IASB公開草案では、その規律（ヘッジ会計要件）も企業のリスク管理に依拠することになっている。これは企業の実態を会計に取り組みむことと裏腹の関係ではあるが、リスク管理への過度の依存はヘッジ会計が悪用されるという運用面の懸念を否定できない。
- そこで、我々は、例えば、階層指定やグループ指定において売却時の順序を決めておくことを要件として追加することや、バランス再調整や中止の運用において中心的な役割を果たす「リスク管理と有効性判定の関係」をより一層明確化することを提案している。

FASBの各質問に対する我々の見解は、IASBに対するコメントでカバーされているので、

詳細は添付コメントを参照願いたい。

本プロジェクトは IASB との MoU 項目であり、本コメントで示した点も含め、早期にグローバルなコンバージェンスが図られるように取り進められることを提案する。

我々のコメントが、今後の FASB 及び IASB の議論に貢献することを希望する。

加藤 厚

金融商品専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長

公開草案「金融資産と金融負債の相殺」に対するコメント

IASB と FASB は、2011 年 1 月、財政状態計算書（貸借対照表）における金融資産と金融負債の相殺表示について共通の提案を公表した。金融資産と金融負債の相殺表示とは、財政状態計算書においてそれらを単一の純額として表示することである。

現在、金融資産と金融負債の相殺表示の要件は、国際財務報告基準（IFRS）と米国会計基準との間で異なっており、その違いは金融機関でのデリバティブ資産とデリバティブ負債の表示において特に顕著である。

IASB 及び FASB の提案では、相殺表示の適用は、相殺の権利が常に強制可能であり、この権利を行使する能力が、将来事象の発生などの条件を伴わない場合とすることを提案している。また、関係する企業は、受払すべき金額を単一の支払で決済するか又は同時に決済することを意図していなければならない。これらの要求事項のすべてが満たされている場合に、相殺表示を要求することが提案されている。

国際会計基準審議会 御中

2011 年 4 月 28 日

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）の努力に敬意を表するとともに、公開草案「金融資産と金融負債の相殺」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会のものである。

1. 全般的なコメント

我々は、国際財務報告基準（IFRSs）又は米国財務会計基準（USGAAP）に従って作成された財政状態計算書間の量的相違の最大の原因となっている金融資産と金融負債の相殺の会計処理について共通のアプローチを開発するという IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）の努力を歓迎する。

我々は、本公開草案第 6 項で示している相殺要件に当てはまる場合には、認識された金融資産と認識された金融負債を相殺して、財政状態計算書に純額表示しなければならないとする本公開草案を支持する。

また、本公開草案が提案している「相殺の権利及びそれに関連した企業の金融資産及び金融負債に関する取決め（担保契約など）についての情報」の開示を求めることに同意する。

ただし、提案されているような開示を行うためのコストを、それから得られるベネフィットが十分上回っているかどうかについて、特に財務諸表作成者からの懸念が強いため、開示を行うためのコストとベネフィットについての十分な検証が済んでいないのであれば、財務諸表利用者とは財務諸表作成者から本公開草案に寄せられたコメントを踏まえて、必要があれば本公開草案を修正することを我々は提案する。

2. 各質問に対するコメント

本公開草案に提示されている質問に対する我々のコメントは次のとおりである。

質問 1

本提案では、企業が金融資産と金融負債を相殺する無条件の法的に強制可能な権利を有し、かつ、次のいずれかを意図している場合に、認識された金融資産と認識された金融負債を相殺することを企業に要求することとなる。

- (a) その金融資産と金融負債を純額で決済する。又は
- (b) その金融資産の実現と金融負債の決済を同時に行う。

この要求事項案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような要件を提案するか。その理由は何か。

質問 2

金融資産と金融負債は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利の対象となっている場合にのみ、相殺しなければならないと提案されている。本提案は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利とは、すべての状況において強制可能（すなわち、通常の事業の過程においても、取引相手先の債務不履行、支払不能又は破産の場合においても強制可能）であり、かつ、行使可能かどうか将来の事象に左右されないものであると明示している。この要求事項案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような提案をするか。その理由は何か。

質問 3

本提案では、相殺の要件を満たす相殺契約（双務的なものと多元的なものの両方）について相殺を要求することとなる。相殺の要件は相殺契約のうち双務的なものと多元的なものの両方に適用すべきであることに同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような提案をするか。その理由は何か。多元的な相殺の権利が存在するかもしれない一般的な状況としては、どのようなものがあるか。

（質問 1）

1. 本提案の要求事項に該当する場合には、相殺することを企業に要求している、本公開草案に同意する。
2. 比較可能性を確保するためにも、相殺要件を満たした場合には、会計方針の選択として相殺を許容するのではなく、相殺を強制するとしている本公開草案に同意する。
3. 同時の総額の決済は、純額決済の場合と比較すると「単一の純額の金融資産又は金融負債」の特徴を有していないとも考えられるが、たとえ純額決済の意思があったとしてもシステムを理由に困難な場合もあることを考慮すると、同時の総額の決済も相殺の要件とすることに一定の理由が認められる。本公開草案が定めているとおり、「同時」の解釈について厳格に運用されることを前提に本公開草案に同意する。
4. また、たとえ相殺が可能であっても、意図がない場合には、相殺の権利行使がなされず、

企業の晒されているリスクや将来のキャッシュ・フローを的確に表さないことが考えられるので、相殺の意図を要件にすることに同意する。

(質問2)

5. 金融資産と金融負債は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利の対象となっている場合のみ、相殺しなければならないとする本提案に同意する。
6. 本公開草案が提示している相殺要件（純額決済ができる権利と純額又は同時の総額の決済の意思を有している）を満たしているのであれば、貸借対照表日時点において、企業は、金融資産と金融負債に関する権利及び義務に基づいて、実質上、純額に対しての権利又は義務しか有していないと考えられることから、本公開草案にあるように、将来の正味キャッシュ・フローの見込みを評価するのに役立つ情報を提供する観点からは、純額表示が好ましいと考えられる。
7. マスター・ネットティング契約が規定している金融資産と金融負債の純額決済は、債務不履行などの事象が生じた場合にのみ強制されるものであるから、そのような事象が生じていない貸借対照表日時点において、企業が実質上、純額に対して権利又は義務を有していると主張することは難しい。このため、将来の正味キャッシュ・フローの見込みを評価するのに役立つ情報を提供する観点からは、マスター・ネットティング契約の存在を理由に、相殺表示を企業に積極的に要求すべきではない。

(質問3)

8. 相殺のカウンターパーティーの数は、二者間に限定することなく、多元的な場合にも相殺を認めるとする本公開草案に原則同意する。
9. 多元的な相殺は例外的である可能性が高いが、法的に強制可能であることを含めて、その取引について他の要件がすべて満たされている場合には、多元的なネットティングの取決めを相殺の範囲から除外する根拠はないと考えられる。しかしながら、多元的であることと同時総額の決済は、いずれも例外的な場合であることを踏まえると、多元的かつ同時総額の決済の場合にまで、相殺表示を認めることは、そのニーズを含めて再度検討して頂きたい。

質問4

第11項から第15項の開示要求案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。それらの要求事項についてどのような修正を提案するか。その理由は何か。

(質問4)

10. 公開草案が提案している「相殺の権利及びそれに関連した企業の金融資産及び金融負債に関する取決め（担保契約など）についての情報」の開示を求めることに同意する。
11. これは、マスター・ネットティング契約がある場合等に、それに関連する情報を開示することは、企業の信用リスクに対する正味エクスポージャーの把握に役立つので、本公開草案が

- 提案しているように、企業の正味信用リスク・エクスポージャーの情報を補完する注記として有用であると考えられるからである。
12. 財務諸表利用者からも、本公開草案にあるように、金融資産と金融負債の正味信用リスク・エクスポージャーを表形式で定量的に開示することに賛成があった。ただし、開示される金融商品の内訳については、デリバティブ契約とレポ契約を区分する必要があると、指摘があった。
13. 一方財務諸表作成者からは、本公開草案が提案している開示に係るコストが大きいとの指摘があった。
14. 本公開草案は、特にマスター・ネットリング契約の対象になっているデリバティブ取引及びレポ取引以外の通常の預金や貸付金も開示の対象になると考えられることから、開示することのコストとベネフィットについて十分な検証が済んでいないのであれば、財務諸表利用者と財務諸表作成者から本公開草案に寄せられたコメントを踏まえて、必要があれば本公開草案を修正することを我々は提案する。

質問 5

- (a) 付録 A の経過措置案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。それらの要求事項についてどのような修正を提案するか。その理由は何か。
- (b) 開示要求案を適用するために企業が合理的に必要とする期間の見積りを示していただきたい。

(質問 5)

15. 公開草案が提案しているように、比較可能性を確保するため、すべての比較対応期間について遡及適用を求めることに同意する。

* * * * *

我々のコメントが、今後の IASB の議論に貢献することを希望する。

加藤 厚

金融商品専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長